

行財政改革推進プランⅢの最終報告

元年度～4年度を改革期間としている行財政改革推進プランⅢのまとめについて報告します。

本市では、平成23年度から令和4年度まで第6次池田市総合計画によるまちづくりに取り組み、そのまちづくりの基本目標の1つである「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を達成するために、次の4つの施策を実施してきました。

- ①開かれた市政の推進 ②健全な行財政運営の推進**
③広域行政の推進 ④情報通信技術の活用

同プランによる改革の目標と数値の推移は次のとおりです。

- ①財政調整基金残高4年度末20億円以上
 - ②経常収支比率90%台
 - ③実働職員数（職員数から療養休暇、産前産後休暇、育児休暇を利用中の者や休職中の者を除いて算定した人数）600人程度（一般会計）
 - ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進（職場環境の整備）
- 《中期目標》安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）

【各種数値目標の推移】

（単位 ①：《中期目標》：百万円、②：％、③：人、④ア：日、イ：％、ウ・オ：人、エ：件）

区分	平成30年度 (参考)	令和元年度	2年度	3年度	4年度
① 財政調整基金残高(年度末)	5,348	5,250	4,812	4,934	5,235
② 経常収支比率	94.7	93.4	94.8	93.0	※95.9
③ 実働職員数(4月1日時点)	588	585	578	590	594
④ 働き方改革の推進					
ア 年次休暇の平均取得日数	10.1	10.1	10.9	11.0	12.0
イ 年次休暇の取得日数が10日未満の職員の割合	55.5	50.6	48.2	48.0	40.7
ウ 勤務時間の弾力運用の取得実人数	62	71	58	48	60
エ テレワークの実施件数	—	—	100	258	120
オ テレワークの取得実人数	—	—	44	71	37
《中期目標》形式収支	238	507	296	767	233
臨時財源補てん額を除いた場合	△166	34	△251	766	228

※4年度の経常収支比率は速報値。

元年度～4年度のプランⅢ計画期間における改革の目標については、おおむね達成することができました。この結果を踏まえ、5年度以降は第7次池田市総合計画の前期基本計画に合わせて策定した「行財政ステップアップガイド」（5年度～9年度）に基づき、「みんなで取り組むまちづくり」と「持続可能な都市経営」の2つの視点でより一層の行財政改革を推進し、総合計画が描くまちの将来像の実現をめざしていきます。

なお、改革期間中の主な取組内容は、次のとおりです。

①開かれた市政の推進

【市民参画の推進】産官学民の連携による地域課題の解決

【広報機能の充実】SNSのさらなる活用による広報活動の推進

【広聴機能の充実】経験豊かな再任用職員を活用した市政相談の実施

【情報公開などの充実】パブリックコメント手続制度の推進による市民参画の場の確保

②健全な行財政運営の推進

【行政の効率性と財政の健全化の確保】市民ニーズに応じた提案事業の実施、AI技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上、ごみ排出量の削減、認定こども園の園児の情報管理、行政手続きなどにおける押印の見直し、共同利用施設の再編・活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取り組みの推進、敬老会館、養護老人ホーム白寿荘を中心とした周辺施設の再編整備、都市再生整備計画に伴う満寿美公園の整備、市立池田病院の診療機能の向上による収支状況の改善

【歳入の確保】現年徴収率向上と納期内納付の定着、滞納管理システムの更新による事務処理の効率化、ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集、自動販売機の市有施設への設置による行政財産の目的外使用の検討

【活力ある組織づくりと適正な人事管理】研修の実施と自学・自習の啓発による職員の資質向上

③広域行政の推進

【他市町との連携の強化】2市2町（池田市、箕面市、豊能町、能勢町）における広域連携による効率的な事務処理

④情報通信技術の活用

【情報システムの機能強化】スポーツ施設予約案内システムの運用、問い合わせ自動応答システム（AIチャットボット）の導入、母子健康管理システムの導入による事務処理の効率化およびサービスの向上

【情報セキュリティ対策の高度化】情報システム運用基準の整備、住民基本台帳ネットワークや公的個人認証に係る内部監査の実施

※最終報告は市ホームページや行政情報コーナーでご覧いただけます。

家庭用指定ごみ袋の仕様変更

燃えるごみ用指定袋、燃えないごみ用指定袋がロール式から平袋式(外袋から1枚ずつ取り出す方式)に変わります。 ※価格や袋の大きさに変更はありません。従来品も引き続き使用できます。

対象品目	流通開始時期
燃えるごみ用指定袋10ℓ	6年1月ごろ
燃えるごみ用指定袋20ℓ	12月ごろ
燃えるごみ用指定袋30ℓ	
燃えるごみ用指定袋40ℓ	
燃えないごみ用指定袋10ℓ	6年5月ごろ
燃えないごみ用指定袋20ℓ	6年4月ごろ
燃えないごみ用指定袋30ℓ	6年9月ごろ
燃えないごみ用指定袋40ℓ	6年5月ごろ



問 環境政策課 ☎754・6240

1月から 水道料金・下水道使用料を改定

安全・安心なライフラインを次世代につなぐため、ご理解・ご協力をお願いします。改定後の水道料金・下水道使用料は次のとおりです。

水道料金・下水道使用料比較表(メーター口径20mmの場合) (1カ月・税抜)

区分	料金体系	水量/汚水量	水道料金		下水道使用料	
			現行	改定後	現行	改定後
一般用 一般汚水	基本料金	0~8m ³	760円	800円	470円	540円
		10m ³	910円	950円	540円	626円
	超過料金	15m ³	1,660円	1,725円	885円	1,056円
		20m ³	2,410円	2,500円	1,230円	1,486円
		25m ³	3,435円	3,575円	1,655円	2,011円
		30m ³	4,460円	4,650円	2,080円	2,536円
		35m ³	5,810円	5,950円	2,595円	3,171円
		40m ³	7,160円	7,250円	3,110円	3,806円
		45m ³	8,735円	8,750円	3,725円	4,566円
		50m ³	10,310円	10,250円	4,340円	5,326円
		100m ³	27,910円	26,750円	11,290円	13,926円
500m ³	172,310円	166,750円	76,490円	94,726円		
1,000m ³	355,310円	346,750円	170,490円	211,226円		

※上記の表は一般家庭に多く使用されている口径20mmの場合です。
 ※湯屋用/浴場汚水、臨時用については、負担額の変更はありません。
 ※継続使用の場合は3月検針分から新料金が適用されます。

メーター口径別加算額

口径	25mm	30mm	40mm	50mm
加算額	200円	2,200円	3,200円	7,200円

口径	75mm	100mm	150mm	250mm
加算額	29,200円	99,200円	399,200円	649,200円

※20mmより大きい口径を使用している場合は、水道料金に上記の表の金額を加算してください。

11月に料金改定の説明会を実施しました。説明会の内容を動画で紹介しています。詳細は市ホームページまたは11月発行の水だより臨時号をご覧ください。



問 上下水道部経営企画課 ☎754・6069

一庫ダムの貯水量について

本市の水道水は、猪名川と余野川を主な水源としていますが、猪名川の上流にある一庫ダムの貯水量が減少しています。

現在のところ水道水の使用に影響はありませんが、今後も各水源を有効活用して、皆さんの水の使用に影響が出ないように努めます。



一庫ダムの最新情報はこちら

問 上下水道部総務課 ☎754・6131

12月3日(日)～9日(土)は障がい者週間 障がい者(児)福祉サービス

障がい者にやさしいまちへ。本市ではさまざまな福祉サービスを提供しています。ぜひ、ご利用ください。
なお、サービスによっては所得制限などが設けられている場合がありますので、ご注意ください。

★は1割負担で上限あり。

施設への通所・入所	障がい者が生活・職業訓練などを必要とする場合、障がい者支援施設への通所または入所費を支給 ★	補装具の交付・修理	車いす、補聴器、義眼、義肢などの補装具を必要に応じて交付・修理 ★
短期入所	介護している保護者や家族が、事故や疾病などで家庭で介護できなくなったとき、一時的に施設へ入所(宿泊型) ★	補装具の貸し出し	緊急時や一時的に、車いすが必要となった方に貸し出し
日中一時支援	日中、家族の休息や一時的に見守りが必要なときの施設での預かり(日帰り型) ★	日常生活用具の給付	特殊寝台、盲人用時計などを障がいの程度に応じて給付 ★
グループホーム	障がい者に対して、共同生活や日常生活に必要な支援を実施 ★	自立支援医療の給付(更生医療)	身体障がい者の身体機能更生のための手術費や治療費を助成 ★
ホームヘルプサービス	日常生活に支障があり、家族が介護できない家庭などを訪問介護 ★	自立支援医療の給付(育成医療)	身体障がいのある児童(18歳未満)の障がいの除去・軽減を目的とした手術費や治療費を助成 ★
デイサービス	障がい者に、入浴や食事などを提供 ★	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患治療のための医療費(入院費を除く)を助成 ★
移動支援	社会参加のための外出の際、付添者がいない場合に介護を実施 ★	医療費公費負担(※2)	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)、身体障がい者手帳と療育手帳(B1)、精神障がい者保健福祉手帳1級、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証(いずれも申請時点で有効のもの)所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級、または所定の診断書により障がい年金1級相当に該当する障がい者の医療費を助成。所得制限あり
障がい児通学支援	1人での通学が困難な障がい児への、通学支援 ★	障がい者(児)歯科診療	障がいのため、受診が困難な方を対象に池田市歯科医師会の協力で実施
同行援護	重度の視覚障がい者が外出するとき必要な介護を実施 ★	特別児童扶養手当(※1)	中度以上の身体・知的障がいのため、日常生活で常時介護が必要な20歳未満の児童を養育している方に支給。所得制限あり
障がい児通所支援(※1)	通所による療育を必要とする障がい児を支援。就学前の児童発達支援や18歳未満の就学児の放課後等デイサービスなど ★	障がい児福祉手当(※1)	日常生活で常時介護が必要な20歳未満で在宅の重度障がい児に支給。所得制限あり
市町村障がい者相談支援(※3)	在宅の障がい者とその家族を支えるための、サービス利用・専門機関の紹介などの相談。要予約	特別障がい者手当	日常生活で常時特別の介護が必要な20歳以上で在宅の著しい重度障がい者に支給。所得制限あり
精神障がい者地域活動支援(※4)	日常的な相談や地域交流活動などにより、日常生活を支援し、社会復帰と社会参加を促進	大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)を所持する重度の重複障がい者を在宅で介護している方に支給
機能訓練	在宅障がい者(肢体不自由)に対し、理学療法士などが医師の指示を受けて実施	大阪府障がい者扶養共済制度	保護者の死亡または障がいが発生したときに障がい者に年金を支給(掛け金が必要)
住宅改造費助成	64歳以下の在宅重度障がい者に対し、住宅のトイレ・浴室・台所などの改造費を助成。生計中心者の所得制限あり	障がい者入浴サービス(※3)	在宅の重度障がい者などに、くすのき学園の入浴室で介護人による入浴サービスを実施。1回400円
自動車改造費助成	低所得世帯の重度身体障がい者が、就労などのために運転装置を改造する場合に補助。10万円が限度	手話・筆記通訳者派遣	聴覚・音声・言語障がい者に、手話通訳者または筆記通訳者を派遣
身体障がい者移動入浴	在宅重度身体障がい者で、自力または家族の介護だけでは入浴できない方のお宅を移動入浴車が訪問。1回1,900円		
重度障がい者タクシー料金補助	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳(A)、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する重度障がい者を対象に、タクシー初乗り運賃の9割を補助する利用券を交付		

☎ 障がい福祉課 ☎ 754・6255 ※1 発達支援課 ☎ 754・6102 ※2 保険医療課 ☎ 754・6258
 ※3 基幹相談支援センター福祉相談「くすのき」 ☎ 752・1831、相談支援事業所「あおぞら」 ☎ 754・6003、障がい者地域生活支援センター「ひだまり」 ☎ 754・6530、相談支援センター「Sunはーと」 ☎ 734・7145、相談支援センター「さんさん」 ☎ 737・6000 ※4 精神障害者地域活動支援センター「咲笑」 ☎ 750・3230 FAX 750・3239